

○東京藝術大学大学院学則（案）

〔 昭和52年4月28日
制 定 〕

改正	昭和53年4月20日	昭和54年5月22日
	昭和61年3月28日	平成2年7月26日
	平成3年4月23日	平成4年1月23日
	平成4年5月1日	平成5年1月21日
	平成5年4月22日	平成7年4月20日
	平成7年11月22日	平成12年1月20日
	平成13年3月26日	平成13年3月27日
	平成15年2月17日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成17年9月15日	平成17年11月17日
	平成17年12月15日	平成18年3月23日
	平成19年3月28日	平成20年3月27日
	平成21年3月30日	平成22年3月5日
	平成23年3月29日	平成24年7月24日
	平成24年11月15日	平成25年1月24日
	平成25年10月24日	平成27年3月26日
	平成28年3月24日	平成28年6月16日
	平成29年3月23日	平成30年3月1日
	令和2年3月26日	令和2年4月30日
	令和3年7月15日	令和6年5月13日
	令和6年6月20日	令和〇年〇月〇日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

- 2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課

程」という。

- 4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

- (1) 美術研究科
- (2) 音楽研究科
- (3) 映像研究科
- (4) 国際芸術創造研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
	専 攻 名	専 攻 名
美 術 研 究 科	絵 画 専 攻	美 術 専 攻
	彫 刻 専 攻	
	工 芸 専 攻	
	デ ザ イ ン 専 攻	
	建 築 専 攻	
	芸 術 学 専 攻	
	先 端 芸 術 表 現 専 攻	
	グ ロ ーバ ル アート	
	プ ラ ク テ ィ ス 専 攻	
	文 化 財 保 存 学 専 攻	
音 楽 研 究 科	作 曲 専 攻	音 楽 専 攻
	声 楽 専 攻	
	才 ペ ラ 専 攻	
	器 楽 専 攻	
	指 挥 専 攻	
	邦 楽 専 攻	
	音 楽 文 化 学 専 攻	
映 像 研 究 科	映 画 専 攻	映 像 メ デ ィ ア 学 専 攻
	メ デ ィ ア 映 像 専 攻	
	ア ニ メ ー シ ョ ン 専 攻	
	ゲ ー ム ・ イ ン タ ラ ク	
	テ イ ブ ア ツ 専 攻	
国際芸術創造研究科	ア ト プ ロ デ ュ ース 専 攻	ア ト プ ロ デ ュ ース 専 攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。
- 3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 後 期 課 程		
	専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員	専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員
美術研究科	絵画専攻	50	100	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	13	26			
	工芸専攻	26	52			
	デザイン専攻	30	60			
	建築専攻	18	36			
	芸術学専攻	21	42			
	先端芸術表現専攻	22	44			
	グローバルアートプラクティス専攻	18	36			
	文化財保存学専攻	18	36			
音楽研究科	計	216	432	音楽専攻	20	60
	作曲専攻	7	14			
	声楽専攻	12	24			
	オペラ専攻	8	16			
	器楽専攻	45	90			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽文化学専攻	29	58			

	計	113	226		20	60
映像研究科	映画専攻	32	64	映像 メディア学 専攻	3	9
	メディア 映像専攻	16	32			
	アニメー ション専攻	16	32			
	ゲーム・イン タラクティブ アート専攻	20	40			
	計	84	168			
国際芸術 創造研究科	アートプロ デュース専攻	10	20	アートプロ デュース専攻	5	15
	計	10	20		5	15
合 計		423	846		63	189

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 美術研究科及び音楽研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- (休業日)

第10条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 開学記念日 10月4日
- (4) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあっては3年、博士後期課程にあっては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第13条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講 義	演 習	実験、 実習及 び実技	一の授業科目について、講義、演 習、実験、実習及び実技のうち二 以上の併用により行う場合
美術研究科	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせて 行う授業科目の場合は、それぞれ の授業時間数をx、yとすると、 $ax+by$ (a: 1単位の授業科目を構成する 内容の学修に必要とされる時間数 の標準である45時間を該当する左 記の時間数で除して得た数値、b: 同じく45時間を該当する左記の時 間数で除して得た数値)が45となる ようにx及びyの時間を定める。
音楽研究科	15	15又は30	30	3つ以上の授業の方法を組み合わせ
映像研究科	15	15	30	

国際芸術創造研究科	15	15	30	て行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。
-----------	----	----	----	------------------------------------

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

ただし、修士課程の学生にあっては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	免 訸 状 の 種 類	免 訸 教 科
美術研究科	絵画専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術
	彫刻専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術
	工芸専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸
	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸
	建築専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸
	芸術学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸
	先端芸術表現専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸
	文化財保存学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術、工芸
音楽研究科	作曲専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽
	声楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽

	オペラ専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 音	楽 楽
	器楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 音	楽 楽
	指揮専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 音	楽 楽
	邦楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 音	楽 楽
	音楽文化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 音	楽 楽

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 課程の修了 (修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は

博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第25条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、若しくは我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15

年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本学大学院が認めた者

(9) 外国の大学その他の外国の学校 (その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること (当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の実力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第26条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第27条 入学志願者に対しては、各研究科の定めるところにより選抜試験を行う。

2 入学者数の決定に当たっては、専攻別収容定員を上まわらないものとする。
(編入学)

第28条 他の大学院の学生で、本学大学院に編入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

(再入学)

第29条 本学大学院を標準修業年限未満の期間在学して中途退学した者が再入学を希望するときは、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査した上、相当年次に入学を許可することができる。

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適当であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて留学願を提出し、学長の許可を得て留学することできる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

第3章 特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを希望する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第41条 本学大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第42条 他の大学院の学生で、本学大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の納入期限を変更することができる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全部又は一部を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良の者

(2) 学力劣等の者

(3) 正當の理由なく出席常でない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雜則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度以前に入学した修士課程学生の在学年限については、なお従前の例による。

3 東京芸術大学大学院規則（昭和38年4月1日制定）は、これを廃止する。

附 則

この学則は、昭和53年4月20日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年5月22日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年7月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月23日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年1月23日から施行し、平成3年9月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年1月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月22日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月20日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

2 美術研究科文化財保存学専攻博士後期課程は、平成9年度から学生を入学させるものとする。

3 第5条に定める美術研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成7年度から平成10年度までは次のとおりとする。

研究科名	専攻名	7年度		8年度		9年度		10年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画専攻	27	54	27	54	27	54	27	54
	彫刻専攻	9	18	9	18	9	18	9	18
	工芸専攻	18	36	18	36	18	36	18	36
	デザイン専攻	15	30	15	30	15	30	15	30
	建築専攻	12	24	12	24	12	24	12	24
	芸術学専攻	21	42	21	42	21	42	21	42
	文化財保存学専攻	(2)	(2)	(2)	(4)	(2)	(4)	(2)	(4)
	計	18	18	18	36	18	36	18	36
朝後	美術専攻	120	222	120	240	120	240	120	240

		文 化 財 保存学専攻	0	0	0	0	(2) 10	(2) 10	(2) 10	(4) 20
		計	15	45	15	45	(2) 25	(2) 55	(2) 25	(4) 65

注意：（ ）内の数値は内数で、システム保存学を表す。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第5条に定める美術研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成13年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程	
	専 攻 名	収容定員
美術研究科	絵 画 専 攻	68
	彫 刻 専 攻	18
	工 芸 専 攻	43
	デ ザ イ ン 専 攻	37
	建 築 専 攻	24
	芸 術 学 専 攻	42
	文 化 財 保 存 学 専 攻	(4) 36
	計	(4) 268
音楽研究科	作 曲 専 攻	18
	声 楽 専 攻	40
	器 楽 専 攻	86
	指 挥 専 攻	6
	音 楽 学 専 攻	30
	邦 楽 専 攻	18
	計	198
合 計		466

注意：（ ）内の数値は内数で、システム保存学を表す。

附 則

この学則は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条に定める美術研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成15年

度は次のとおりとする。

研究科名		
	専攻名	収容定員
美術研究科	絵画専攻	82
	彫刻専攻	18
	工芸専攻	50
	デザイン専攻	44
	建築専攻	24
	芸術学専攻	24
	先端芸術表現専攻	42
	文化財保存学専攻	(4) 36
	計	(4) 320
音楽研究科	作曲専攻	18
	声楽専攻	40
	器楽専攻	86
	指揮専攻	6
	音楽学専攻	30
	邦楽専攻	18
	計	198
合 計		(4) 518

注意：（）内の数値は内数で、システム保存学を表す。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第6条に定める美術研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は次のとおりとする。

研究科名	修士課程	
	専攻名	収容定員
美術研究科	絵画専攻	82
	彫刻専攻	24
	工芸専攻	53
	デザイン専攻	44
	建築専攻	24
	芸術学専攻	42
	先端芸術表現専攻	48

	文 化 財 保 存 学 専 攻	(4) 36
	計	(4) 353
音楽研究科	作 曲 専 攻	18
	声 楽 專 攻	40
	器 楽 專 攻	86
	指 挥 專 攻	6
	邦 楽 專 攻	18
	音 楽 学 專 攻	30
	計	198
合 计		(4) 551

注意：（ ）内の数値は内数で、システム保存学を表す。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める美術研究科及び映像研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度及び平成18年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程		博士後期課程		
	専 攻 名	収容定員	専 攻 名	収容定員	
		平成17年度		平成17年度	平成18年度
美術研究科	絵 画 専 攻	82	美術専攻	55	65
	彫 刻 専 攻	30			
	工 芸 専 攻	56			
	デザイン専攻	44			
	建 築 専 攻	24			
	芸 術 学 専 攻	42			
	先端芸術表現専攻	48			
音楽研究科	文化財保存学専 攻	(4) 36	文化財保存学専攻	(6) 30	(6) 30
	計	(4) 362		(6) 85	(6) 95
	作 曲 専 攻	18	音楽専攻	45	45
	声 楽 専 攻	40			
	器 楽 専 攻	86			
	指 挥 専 攻	6			
	邦 楽 専 攻	18			
	音 楽 学 専 攻	30			
	計	198			
映像研究科	映画専攻	32			

	計	32			
合	計	(4) 592		(6) 130	(6) 140

注意：（ ）内の数値は内数で、システム保存学を表す。

附 則

この学則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月15日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 音楽研究科音楽学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育職員免許状の規定は、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第6条に定める美術研究科、音楽研究科及び映像研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程		博 士 後 期 課 程	
	専 攻 名	収容定員	専 攻 名	収容定員
美術研究科	絵 画 専 攻	82	美 術 専 攻	65
	彫 刻 専 攻	30		
	工 芸 専 攻	56		
	デザイン専攻	44		
	建 築 専 攻	24		
	芸 術 学 専 攻	42		
	先端芸術表現専攻	48		
	文化財保存学専攻	36	文化財保存学専攻	30
音楽研究科	計	362		95
	作 曲 専 攻	18	音 楽 専 攻	45
	声 楽 専 攻	40		
	器 楽 専 攻	86		
	指 挥 専 攻	6		
	邦 楽 専 攻	18		
	音 楽 学 専 攻	15		
	音楽文化学専攻	35		
映像研究科	計	218		45
	映 画 専 攻	64		
	メ デ ィ ア 映 像 専 攻	16		
	計	80		
合 計		660		140

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める美術研究科、音楽研究科及び映像研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 後 期 課 程		
	収容定員			収容定員		
	専 攻 名	平成19 年度	平成20 年度	専 攻 名	平成19 年度	平成20 年度
美術研究科	絵画専攻	82	82	美術専攻	75	75
	彫刻専攻	30	30			
	工芸専攻	56	56			
	デザイン専攻	44	44			
	建築専攻	28	32			
	芸術学専攻	42	42			
	先端芸術表現専攻	48	48			
	文化財保存学専攻	36	36	文化財保存学専攻	30	30
計		366	370		105	105
音楽研究科	作曲専攻	18	18	音楽専攻	45	45
	声楽専攻	40	40			
	器楽専攻	86	86			
	指揮専攻	6	6			
	邦楽専攻	18	18			
	音楽文化学専攻	70	70			
	計	238	238		45	45
映像研究科	映画専攻	64	64	映像メディア学専攻	3	6
	メディア映像専攻	32	32			
	計	96	96		3	6
合 計		700	704		153	156

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める美術研究科、音楽研究科及び映像研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 後 期 課 程		
	収容定員			収容定員		
	専 攻 名	平成20 年度	平成21 年度	専 攻 名	平成20 年度	平成21 年度

美術研究科	絵画専攻	88	94	美術専攻	75	75
	彫刻専攻	30	30			
	工芸専攻	56	56			
	デザイン専攻	44	44			
	建築専攻	32	32			
	芸術学専攻	42	42			
	先端芸術表現専攻	48	48			
文化財保存学専攻				文化財保存学専攻	30	30
	計	376	382			
音楽研究科	作曲専攻	18	18	音楽専攻	55	65
	声楽専攻	40	40			
	器楽専攻	86	86			
	指揮専攻	6	6			
	邦楽専攻	18	18			
	音楽文化専攻	70	70			
映像研究科	計	238	238		55	65
	映画専攻	64	64	映像メディア学専攻	6	9
映像研究科	メディア映像専攻	32	32			
	アニメーション専攻	16	32			
	計	112	128		6	9
合 計		726	748		166	179

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第6条に定める美術研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程	
	専 攻 名	収容定員
美術研究科	絵画専攻	94
	彫刻専攻	30
	工芸専攻	56
	デザイン専攻	52
	建築専攻	32
	芸術学専攻	42

	先端芸術 表現専攻	48
	文化財 保存学専攻	36
	計	390
音楽研究科	作曲専攻	18
	声楽専攻	40
	器楽専攻	86
	指揮専攻	6
	邦楽専攻	18
	音楽文化学専攻	70
	計	238
映像研究科	映画専攻	64
	メディア映像専攻	32
	アニメーション専攻	32
	計	128
合計		756

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める音楽研究科の専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度は次のとおりとする。

研究科名	修士課程	
	専攻名	収容定員
美術研究科	絵画専攻	94
	彫刻専攻	30
	工芸専攻	56
	デザイン専攻	60
	建築専攻	32
	芸術学専攻	42
	先端芸術表現専攻	48
	文化財保存学専攻	36
	計	398

音楽研究科	作曲専攻	16
	声楽専攻	40
	器楽専攻	88
	指揮専攻	6
	邦楽専攻	18
	音楽文化学専攻	70
	計	238
映像研究科	映画専攻	64
	メディア映像専攻	32
	アニメーション専攻	32
	計	128
合計		764

附 則

この学則は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第6条に定める専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

研究科名	修士課程	
	専攻名	収容定員
美術研究科	絵画専攻	97
	彫刻専攻	28
	工芸専攻	54
	デザイン専攻	60
	建築専攻	34
	芸術美学専攻	42
	先端芸術表現専攻	46

	グローバル アートプラクティス専攻	18	
	文化財 保存学専攻	36	
	計	415	
音楽研究科	作曲専攻	14	
	声楽専攻	32	
	オペラ専攻	8	
	器楽専攻	90	
	指揮専攻	6	
	邦楽専攻	18	
	音楽文化学専攻	64	
	計	232	
映像研究科	映画専攻	64	
	メディア映像専攻	32	
	アニメーション専攻	32	
	計	128	
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	10	
	計	10	
合	計	785	
研究科名	博士後期課程		
	収容定員		
	専攻名	平成30年度	平成31年度
美術研究科	美術専攻	75	75
	文化財保存学専攻	30	30
	計	105	105
音楽研究科	音楽専攻	70	65
	計	70	65
映像研究科	映像メディア学専攻	9	9
	計	9	9
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	5	10
	計	5	10
合	計	189	189

附 則

この学則は、平成28年6月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第6条に定める専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度は次のとおりとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年5月13日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 第6条に定める専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度は次のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程	
	専 攻 名	収容定員
美術研究科	絵 画 専 攻	100
	彫 刻 専 攻	26
	工 芸 専 攻	52
	デ ザ イ ン 専 攻	60
	建 築 専 攻	36
	芸 術 学 専 攻	42
	先 端 芸 術 表 現 専 攻	44
	グ ロ ー バ ル ア ー ト プ ラ ク テ イ ス 専 攻	36
	文 化 財 保 存 学 専 攻	36
	計	432
音楽研究科	作 曲 専 攻	14
	声 楽 専 攻	24
	才 ペ ラ 専 攻	16
	器 楽 専 攻	90
	指 挥 専 攻	6
	邦 楽 専 攻	18
	音楽文化学専攻	58
	計	226
映像研究科	映 画 専 攻	64
	メ デ ィ ア 映 像 専 攻	32

	ア ニ メ 一 シ ョ ン 専 攻 ゲー ム・ インタラ クティブアート専攻	32 20	
	計	148	
国際芸術 創造研究科	ア ー ト プ ロ デ ュ ース 専 攻	20	
	計	20	
合	計	826	

東京藝術大学大学院学則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新		旧					
○東京藝術大学大学院学則 (略) (研究科及び専攻) 第4条 大学院に、次の研究科を置く。 (1) 美術研究科 (2) 音楽研究科 (3) 映像研究科 (4) 國際芸術創造研究科 2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。		○東京藝術大学大学院学則 (略) (研究科及び専攻) 第4条 大学院に、次の研究科を置く。 (1) 美術研究科 (2) 音楽研究科 (3) 映像研究科 (4) 國際芸術創造研究科 2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。					
研究科名		修士課程	博士後期課程				
専攻名		専攻名	専攻名				
美術研究科		絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 建築専攻 芸術美学専攻 先端芸術表現専攻 グローバルアート プラクティス専攻	美術専攻	美術研究科		絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 建築専攻 芸術美学専攻 先端芸術表現専攻 グローバルアート プラクティス専攻	美術専攻
音楽研究科		作曲専攻 声楽専攻 オペラ専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 音楽文化学専攻	音楽専攻	音楽研究科		作曲専攻 声楽専攻 オペラ専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 音楽文化学専攻	音楽専攻

新			旧		
映像研究科	映画専攻 メディア映像専攻 アニメーション専攻 <u>ゲーム・インターラクティブアート専攻</u>	映像メディア学専攻	映像研究科	映画専攻 メディア映像専攻 アニメーション専攻	映像メディア学専攻
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	アートプロデュース専攻	国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	アートプロデュース専攻

(略)

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程		博士後期課程			
	専攻名	入学定	収容定	専攻名	入学	収容定
美術研究科	絵画専攻	50	100	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	13	26			
	工芸専攻	26	52			
	デザイン専攻	30	60			
	建築専攻	18	36			
	芸術学専攻	21	42			
	先端芸術表現専攻	22	44			
	グローバルアートプラクティス専攻	18	36			
	文化財保存学専攻	18	36			
	計	216	432			

研究科名	修士課程		博士後期課程			
	専攻名	入学定	収容定	専攻名	入学	収容定
美術研究科	絵画専攻	50	100	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	13	26			
	工芸専攻	26	52			
	デザイン専攻	30	60			
	建築専攻	18	36			
	芸術学専攻	21	42			
	先端芸術表現専攻	22	44			
	グローバルアートプラクティス専攻	18	36			
	文化財保存学専攻	18	36			
	計	216	432			

新								旧									
音楽研究科	作曲専攻	7	14	音楽専攻	20	60	音楽専攻	7	14	音楽専攻	20	60					
	声楽専攻	12	24					12	24								
	オペラ専攻	8	16					8	16								
	器楽専攻	45	90					45	90								
指揮専攻		3	6	指揮専攻		3	6	音楽専攻		音楽専攻		20		60			
邦楽専攻		9	18	邦楽専攻		9	18	音楽専攻		音楽専攻		20		60			
音楽文化学専攻		29	58	音楽文化学専攻		29	58	音楽専攻		音楽専攻		20		60			
計		113	226	計		113	226	音楽専攻		音楽専攻		20		60			
映像研究科	映画専攻	32	64	映像メディア学専攻	3	9	映像専攻	32	64	映像専攻	3	9					
	メディア映像専攻	16	32					16	32								
	アニメーション専攻	16	32					16	32								
	ゲーム・インターラクティブアート専攻	20	40					64	128								
	計	84	168					10	20								
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	10	20	アートプロデュース専攻		5	15	アートプロデュース専攻		アートプロデュース専攻		5		15			
	計	10	20	計		5	15	アートプロデュース専攻		アートプロデュース専攻		5		15			
合計		423	846	合計		63	189	合計		合計		63		189			

附則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 第6条に定める専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度は次のとおりとする。

研究科名	修士課程	
	専攻名	収容定員

新			旧
<u>美術研究科</u>	<u>絵画専攻</u>	<u>100</u>	
	<u>彫刻専攻</u>	<u>26</u>	
	<u>工芸専攻</u>	<u>52</u>	
	<u>デザイン専攻</u>	<u>60</u>	
	<u>建築専攻</u>	<u>36</u>	
	<u>芸術学専攻</u>	<u>42</u>	
	<u>先端芸術表現専攻</u>	<u>44</u>	
	<u>グローバルアートプラクティス専攻</u>	<u>36</u>	
	<u>文化財保存学専攻</u>	<u>36</u>	
	<u>計</u>	<u>432</u>	
<u>音楽研究科</u>	<u>作曲専攻</u>	<u>14</u>	
	<u>声楽専攻</u>	<u>24</u>	
	<u>オペラ専攻</u>	<u>16</u>	
	<u>器楽専攻</u>	<u>90</u>	
	<u>指揮専攻</u>	<u>6</u>	
	<u>邦楽専攻</u>	<u>18</u>	
	<u>音楽文化学専攻</u>	<u>58</u>	
	<u>計</u>	<u>226</u>	
<u>映像研究科</u>	<u>映画専攻</u>	<u>64</u>	
	<u>メディア映像専攻</u>	<u>32</u>	

新			旧
	<u>アニメーション専攻</u> <u>ゲーム・インタラクティブアート専攻</u>	32 20	
	計	148	
<u>国際芸術創造研究科</u>	<u>アートプロデュース専攻</u>	20	
	計	20	
合	計	826	

○東京藝術大学大学院映像研究科教授会規則

平成17年4月1日
制定
改正 平成19年3月28日 平成25年10月24日
平成26年7月17日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第47条の規定に基づき、東京藝術大学大学院映像研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、大学院映像研究科長（以下「研究科長」という。）、大学院映像研究科（以下「研究科」という。）所属の専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 教授会が必要と認めるときは、他の職員を教授会に出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項
- (2) 研究科長候補者の推薦に関する事項
- (3) 附属図書館長候補者の推薦に関する事項
- (4) 芸術情報センター長候補者の推薦に関する事項
- (5) 教員の採用及び昇任等に関する事項
- (6) 講座並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項
- (7) 科目の種類及び編成に関する事項
- (8) 学生の入学、課程の修了、休学（本人の申し出による休学を除く。）、除籍又は学位の授与に関する事項
- (9) 学生の試験に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) 学生の団体、活動、生活等に関する事項
- (12) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (13) 研究科の教育、研究及び運営に関する重要な事項

(会議)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(運営)

第5条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

2 定例教授会は、毎月1回開き、臨時教授会は、研究科長がその必要を認めたとき又は教授会構成員の3分の1以上の要求があったときを開く。

第6条 教授会は、教授会構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、可決す

ることができない。

- 2 教授会の議事は、特に定めのある場合を除き、出席した教授会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員会)

第7条 教授会に委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、教授会の選出により研究科長が委嘱する。
(庶務)

第8条 教授会の庶務は、研究科事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則の改正は、教授会構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。